

資料(2)

令和5年度
嘉麻市人権教育・啓発実施計画 取組事項

嘉麻市 人権・同和対策課

< 目 次 >

● 1.行政全体としての取組

- 1-1 人権意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 1-2 人権の視点に立った窓口対応等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 1-3 人権に関する情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

● 2.分野別人権施策の推進

- 1 部落問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 2 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 3 子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
- 4 高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 5 障がいのある人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
- 6 アイヌの人々の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
- 7 外国人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
- 8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題・・・・・・ P 27
- 9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題・・・・・・ P 27
- 10 犯罪被害者とその家族の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 27
- 11 刑期を終えて出所した人の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 27
- 12 インターネット上の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 28
- 13 性的少数者の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 28
- 14 ホームレスの人の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 28
- 15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題・・・・・・ P 28
- 16 災害発生時の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 29

1. 行政全体としての取組

1-1 人権意識の高揚

I 人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象とした研修会を実施する際には、人権の視点に立って実施する。

II 行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・福岡県男女共同参画センターなどの研修機関主催の研修に参加させるなど、幅広い人権の視点が持てる職員を育成する。		
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・職員対象の人権研修に積極的に参加し、行政職員に求められる人権意識の高揚を図る。 ・研修会開催時には朝礼等で参加を呼びかける。		
3	デジタル戦略課	・人事秘書課主催の人権研修に全員参加し、人権意識の高揚を図る。		
4	防災対策課	・市が主催する人権研修会に、全職員（会計年度任用職員含む。）が1回以上参加する。		
5	財政課	・人権意識の高揚を図るため、市の人権研修会に、年1回必ず参加する。		
6	男女共同参画推進課	・市民向け男女共同参画の啓発活動の実施に当たっては、人権の視点に立って実施する。 ・人権についての正しい理解と認識を持ち職務を遂行できるよう研修等に積極的に参加し、意識の向上に努める。		
7	管財課	・研修会等について自主的に参加を行う。		
8	総合政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。 ・課内での人権に係るOJTの推進		
9	交通政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。		
10	税務課	・全職員を対象とし、年1回以上の人権研修会への参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。		

1. 行政全体としての取組（1-1 人権意識の高揚）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
11	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会を実施する際に、人権の視点に立つことを認識することに心掛ける。 ・職員対象の研修会に職員全員で参加し、行政職員に求められる人権意識を身に付ける。 		
12	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会への積極的参加を行う。 		
13	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚のため、積極的に学びの機会を確保するとともに、講演会等の企画にあたっては、人権の視点に立った内容であるか、丁寧な検証を行ったうえで実施する。 		
14	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚を図るために、職員対象の人権研修に積極的に参加する。 		
15	高齢者介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する偏見を減らし、認知症の方も住み慣れた地域で役割を持って生活できるように、認知症に関する知識の普及・啓発を行う。（一般住民や小学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施する） ・また、年1回以上、職員は、人権の研修会の参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。 		
16	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。 		
17	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の視点に立った職務を行うために、職員の各種研修会への積極的な参加を促す。 		
18	生活支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の向上を図るため、人事秘書課、人権・同和対策課等が開催する研修会等への職員の積極的な参加を促す。 		
19	農林振興課・農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉麻市職員人権・部落問題研修会への積極的な参加を促し、全職員の研修参加を目指す。 		
20	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ち職務を遂行できるよう研修等に積極的に参加する。 		

1. 行政全体としての取組（1-1 人権意識の高揚）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
21	住宅課	・職員自らの人権意識を高めるため、各職員が人権に関する研修には積極的に参加し、意識の向上に努める。		
22	土木課	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に積極的に参加する。		
23	会計課	・職員人権・部落問題研修会へ積極的に参加し、知識を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。		
24	水道局	・人権意識の向上を図るため、各種研修会への全員参加に取り組む。		
25	教育総務課	・各種研修会に積極的に参加する。		
26	学校教育課	・行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。		
27	学校施設課	・研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。		
28	生涯学習課	・地域の実情やニーズの把握に努め、人権研修が、自主的・主体的な研修となるよう働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う		
29	スポーツ推進課	・職員の人権意識の高揚を図るため、人権研修会に積極的に参加する。		
30	議会事務局	・研修会に自主的に参加する。		

1. 行政全体としての取組（1-1 人権意識の高揚）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
31	監査委員事務局	・職員一人ひとりが人権についての正しい理解と認識を深めることができるよう積極的に研修等に参加する。		
32	碓井総合支所	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に全職員が参加することにより、人権意識の高揚を図る。		
33	山田総合支所	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に全職員が参加することにより、人権意識の高揚を図る。		
34	嘉穂総合支所	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に全職員が参加することにより、人権意識の高揚を図る。		
35	人権・同和対策課	・「人権のつどい」では、誰もが参加しやすい講演会等を考案し、集客数増を見込むことも検討する。また、職員に向け、県や隣保館協議会、関係団体などで開催されている研修会の情報発信にて参加を促し、自らも自己研鑽に努める。		

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

1-2 人権の視点に立った窓口対応等

I 行政職員として、日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。

II また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応できるように人権研修を実施する。		
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市民の悩み事や心配などに対応するために、相談窓口を設け関係機関等と連携し市民の皆さんが安心して暮らせますよう体制の整備を図っていく。		
3	デジタル戦略課	・電話対応及び窓口対応等について、相手の立場や人権の視点にたち、市民に寄り添った対応ができるように努める。		
4	防災対策課	・空家相談や避難所運営の際は、相手の立場、人権の視点に立って対応する。 ・問題が発生した際は担当部署と情報を共有し連携して、問題解決に努める。		
5	財政課	・人権相談があった場合には、関係部署と連携を行っていく。		
6	男女共同参画推進課	・女性相談に応じるにあたっては、人権の視点に立って対応し関係課や関係機関と連携しながら、問題解決に努める。 ・緊急性のある相談には、警察や県の機関と連携し 本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。		
7	管財課	・相談等があった場合、相談内容に関する関係部署への連携を図り、問題解決に努める。		
8	総合政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。 ・人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し対応する。		
9	交通政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。		
10	税務課	・納税相談など窓口等の対応にあたり、人権の視点に立った対応を心がけるとともに、分かりやすい表現を用いた説明に努め、人権相談があった場合には関係部署等と連携を行っていく。		

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
11	市民課	・相談があった場合にも、担当部署との連携強化に努め、相談体制の充実を図っていく。このことを職員のみならず窓口委託職員にも周知することで、窓口に関わる職員全てで取り組んでいく。		
12	環境課	・相手の立場、人権の視点に立った窓口対応を行う。		
13	健康課	・日頃の窓口対応等において、常に相手の立場に立って傾聴し、内容によっては、関係機関と連携した適切な対応ができるよう、自己研鑽に努める。		
14	子育て支援課	・相手の立場や人権の視点に立ち、市民に寄り添った窓口対応を行う。 又、人権に係わる相談を受けた場合は、担当部署へ繋げる。		
15	高齢者介護課	・人権に関する相談があれば、関係部署、関係機関と連携し、本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。		
16	社会福祉課	・市民に対し、人権の視点に立った対応を行う。また、人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し、対応する。		
17	こども育成課	・保育所、学童保育所及び窓口等において、日頃より利用者が話しやすい関係性を構築できるように努める。		
18	生活支援課	・生活保護の申請時や被保護者からの相談を受ける場合等には、相手の立場になって相談を受け、人権意識の視点に立った対応を行っていく。		
19	農林振興課・農業委員会事務局	市民からの相談対応について、人権意識をもち、相談者の立場に立った接客ができるよう努める		
20	産業振興課	・人権問題事案等の共有化を図り、人権問題に対する鋭敏な「気づき」を体得する。		

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
21	住宅課	・市民の立場に立った電話対応、接客等を心がけ、人権尊重の視点を持ってきめ細やかな対応に努める。		
22	土木課	・相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。人権に関する相談があった場合は課内で情報共有し課内での解決に努める。課内での問題解決が困難な場合は、所管課と連携し問題解決に努める。		
23	会計課	・相手の立場や人権を尊重し、適切な窓口対応を行う。		
24	水道局	・窓口対応等において、市民目線に立った対応を行うとともに、それぞれの事情に配慮した対応に取り組む。		
25	教育総務課	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応や電話対応を行う。		
26	学校教育課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。		
27	学校施設課	・相手の立場及び人権の視点に立った窓口対応を行う。		
28	生涯学習課	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛け、職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くための取組の推進を図る。		
29	スポーツ推進課	・相手の立場を尊重した接遇や電話対応を心がけ、人権の視点を常に意識して、きめ細やかな対応に努める。また、問題が生じた場合には、関係部署や関係機関との連携を図り、迅速な問題解決に努める。		
30	議会事務局	・行政職員として、人権の視点に立って対応する。		

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
31	監査委員事務局	・相手の立場や人権の視点に立って対応できるよう、日頃より人権意識の高い職場づくりや業務の遂行を心がける。		
32	碓井総合支所	・常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。		
33	山田総合支所	・常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。		
34	嘉穂総合支所	・常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。		
35	人権・同和対策課	・相談窓口の周知を図るとともに、相談者の立場に立った対応を行っていくため、様々な人権に関する相談に対応できるよう、自己研鑽していく。 ・また、相談内容の解決につながるよう情報共有を図りながら関係機関等と連携を図る。		

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

1-3 人権に関する情報提供等

I 市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・正しい知識と理解が深められるように、人権の視点にたつて、広報誌等を作成する。		
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等の作成については人権の視点に立って住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。		
3	デジタル戦略課	・情報提供について、人権の視点に立って、分かりやすく理解が深められる情報を、HP、SNSなどあらゆる媒体を活用して情報提供に努める。		
4	防災対策課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。		
5	財政課	・市報等での住民周知については、正しく情報を伝えるとともに人権の視点に立って作成する。		
6	男女共同参画推進課	・本市における男女共同参画社会の実現を図るため、市広報紙への掲載や啓発チラシ・啓発ポスター、SNS等を等を活用して男女共同参画及びDV防止の啓発を行う。		
7	管財課	・市報掲載等については、解りやすい表現・文章等により理解が深められるよう努める。		
8	総合政策課	・市報等での住民周知について、人権関係各課と十分に協議する。 ・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。		
9	交通政策課	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。		
10	税務課	・税情報のお知らせや申告案内において、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。		

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
11	市民課	・今後とも人権意識を持って、正しい情報が提供できるように取り組んでいく。		
12	環境課	・人権の視点に立って、市報など情報提供を行う。		
13	健康課	・情報発信の際は、常に受け取る相手の立場に立って考え、正確な内容を分かりやすく伝えることを念頭に置く。		
14	子育て支援課	・市報など情報を発信する際は、人権の視点に立ち、正確な内容をわかりやすい表現で伝えることに心がける。		
15	高齢者介護課	・介護保健事業や高齢者福祉事業の冊子の発行等の際、担当者や係だけでなく、課内の係長以上で、協議（審査）の上、適切な情報提供を行う。		
16	社会福祉課	・広報誌への情報掲載、ポスター・チラシ等の作成の際は、人権の視点に立った作成に努める。		
17	こども育成課	・保育所、学童保育所において、人権に関する情報等を積極的に掲示及び配布を行い、情報提供に努める。		
18	生活支援課	・「保護のしおり」等被保護者への配付物には、全てふりがなをつけ、文字を大きくして見やすくするなど、相手方の視点に立った配慮を行う。		
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市民に向けた市報・HPや農家への配布物について、人権の視点に立った分かりやすい表現に努める		
20	産業振興課	・市報等の掲載については人権の視点に立った内容を心がけ、担当者だけでなく複数の職員の目を通しチェックする。また、場合によっては関係部署等にも相談するなどの体制を取る。		

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
21	住宅課	・住宅課で作成する市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等では、誰にでもわかりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努める。		
22	土木課	・市民に向けた文書等の作成にあたっては、わかりやすい表現に努める。		
23	会計課	・案内表示等、人権の視点に立って作成し、わかりやすい情報提供に努める。		
24	水道局	・情報発信を行う際には、人権の視点に立ち、わかりやすい内容にすることに努める。		
25	教育総務課	・人権の視点に立った情報提供を行う。		
26	学校教育課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。		
27	学校施設課	・市報等による市民周知等の際は、人権の視点に立った掲載を行う。		
28	生涯学習課	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行 市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を行う。		
29	スポーツ推進課	・ホームページ及び市報への掲載には、人権の視点に立ち、わかりやすく丁寧な表現方法を心がけた情報提供に努める。		
30	議会事務局	・議会だより発行の際は、人権の視点に立って作成する。		

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
31	監査委員事務局	・ 広報紙やホームページ等への掲載の際は、人権の視点に立って作成し、住民へのわかりやすい情報提供に努める。		
32	碓井総合支所	・ 情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるような内容とする。		
33	山田総合支所	・ 情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるような内容とする。		
34	嘉穂総合支所	・ 情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるような内容とする。		
35	人権・同和対策課	・ 人権のつどいポスター等の作成及び啓発冊子の発行（年1回） 見やすさを心がけるとともに、啓発冊子については手に取って見開いていただけるようイラストや色合いなど工夫し、人権に関する情報を正しく伝えられるものの提供に努める。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1. 部落問題	① 就学前・学校教育	01-1-1	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	・人権について、絵本等を使用して分かりやすく子どもたちに説明し、理解を深める。		
		01-1-2		小・中学校においては、道徳の時間等で差別や偏見、誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない基本的な教育を推進する。	学校教育課	・人権が尊重される「人間関係づくり」を基盤とした人権尊重の心を育てる道徳科の充実		
		01-1-3	学校教育における人権尊重の推進	道徳や各教科、全教育活動を通じ、人権尊重の意識育成を推進する。	学校教育課	・人権に関する知的理解と人権感覚の育成		
		01-1-4	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	・言語環境づくり ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくり		
		01-1-5	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	・市ホームページや広報誌、各学校への周知を積極的に行い、申込者の増を図る。		
		01-1-6	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を踏まえた研修を実施する。	学校教育課	・校内研修及び校内実践交流会の実施		
	② 社会教育	01-2-1	人権・同和教育の推進	解放学級や解放子ども会など人権教育の推進を図るため、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	・学校と協力し、学習計画の立案、自主的・主体的な学習活動の推進等継続的な支援を行う。		
		01-2-2		図書館において、人権コーナーを設置し、人権・部落問題関係資料を配置するなどして広く住民に提供する。	生涯学習課	・引き続き人権コーナーを設置する。また、同和問題啓発強調月間、人権週間に合わせ、特集展示コーナーを設け、人権問題について学ぶ機会を提供する。		
		01-2-3	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員等の人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会活動補助における財政支援・補助金交付を行う。		
		01-2-4	社会教育関係団体指導者育成	人権尊重の普及推進のため各種団体の指導者等に対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課	・各種団体に、総会等における出前講座の活用を促進する。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
	③ 住民に対する啓発	01-3-1	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区を単位として、希望に応じると共に、積極的に働きかけて実施する。参加者の要望等に応じた人権ビデオを視聴後、指導員による問題提起を行う形式の研修を行う。 また、人権・部落問題を正しく理解してもらうため、希望するサークル、団体等を対象に、人権ビデオの視聴及び講演による出前講座を推進する。	生涯学習課	・第5次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値 地域等での人権・部落問題研修会の実施（28回）		
		01-3-2	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会等を開催及び啓発冊子等の作成・配布を通じて、人権・部落問題に対する正しい理解を深める啓発に努める。	人権・同和対策課	・嘉麻市「人権のつどい」講演会の開催 年2回 （目標参加人数 1回あたり300人） ・人権・部落問題に関する啓発冊子の発行 年1回 ・その他ホームページなどを利用した啓発		
		01-3-3	市広報紙による啓発	同和問題啓発強調月間及び人権週間等では、啓発記事を広報紙に掲載し啓発に努める。	人権・同和対策課	・同和問題啓発強調月間及び人権週間、その他情報の発信に努める。広報嘉麻への講演会の掲載 年2回		
	④ 地域における啓発	01-4-1	隣保館運営事業	地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティセンターとして、生活相談体制の充実を図り、人権問題解決に向けた各種講座の開設や人権啓発活動事業を積極的に実施する。 通年を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座等を通じて、人権問題に関する研修を行い、人権意識の普及高揚を図る。	人権・同和対策課	・各種交流教室の実施 年323回 ・研修会の実施 年4回		
		01-4-2	地域住民への啓発	関係各課と連携しながら、地域の実情にあった人権問題についての研修の充実を図る。	人権・同和対策課	・地域の実情にあった人権問題についての研修会参加に努めること及び参加を促すため、様々なツールを利用した情報発信を行う。		
	啓⑤ 発事業主に対する	01-5-1	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	事業主を対象とした人権・部落問題研修会の開催や事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。	人権・同和対策課 生涯学習課	・事業所の人権意識の高揚を図ることを目的に、嘉麻市指名願い「地域貢献活動評価項目」の取組を引き続き実施。 ・生涯学習課と協力した啓発活動に努める。 ・第5次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値 事業主人権・部落問題研修会の参加事業所数（88事業所）		
同⑥ 「エセ」の（似非）	01-6-1	関係団体との連携・協力推進体制	関係機関・関係団体と連携し、啓発活動の推進とエセ同和行為の排除及び指導・助言等を実施する。	人権・同和対策課	・関係機関・関係団体と連携し、啓発活動を推進する。 ・エセ同和行為排除に向けた取組を行っている人権擁護委員と連携し事業所への啓発（年1回）を実施			

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
2. 女性の 人権問題	① 男女共同参画意識の啓発	02-1-1	女性と男性が共に地域活動に参加することの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った意識啓発や研修・講座を実施する。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき行政区長、農業委員等への女性登用にに向けた啓発を行い、その進捗管理を行っていく。		
		02-1-2	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育て・介護支援を担うことの重要性についての啓発及び制度の見直しを行う。	男女共同参画推進課	・固定的な性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男女がともに育児や介護を担う意識を醸成するための啓発に努める。		
					高齢者介護課	・男女共同参画関連の研修に参加し、男女が介護などに担うことの重要性について啓発を行う。		
					こども育成課	・送迎時や保育参観等において、保護者に対し啓発を行なう。		
					子育て支援課	・相談対応や各事業実施において、男女が共に担う子育ての視点に立った対応を行う。		
		02-1-3	男女共同参画教育の充実	就学前教育、学校教育における男女共同参画意識の育成を図ります。	こども育成課	・性別で分けたりすることなく、子どもの意思を尊重しながら保育を行い、男女共同参画意識の育成を図る。		
	学校教育課				・「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくり			
	② 女性活躍の推進	02-2-1	市の審議会等への女性の参画の拡大	審議会への女性委員の登用を促進し登用率40%を達成するために計画的に推進する。また、市における女性職員の採用と職域の拡大を促進する。	人事秘書課	・令和8年度までの目標である女性登用率50%以上の目標値に到達するよう今後も継続して女性委員のいない審議会等に対し、あて職の見直しや委員選任の際の人事秘書課との協議など、女性委員の登用を促進するための取組を行う。		
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき審議会等への女性委員の登用率50%の目標に向けた取組を進める（令和4年11月現在42.8%）。		
	③ 女性の 防性 に対する あらゆる暴	02-3-1	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発の推進及び調査実施	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、暴力防止のための調査を行う。 母子・父子自立支援員、家庭児童相談員及び保健師や、地域の民生委員児童委員・人権擁護委員及び教職員等と連携し、女性に対する暴力防止を推進する。	男女共同参画推進課	・嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、DV防止のための啓発を市広報紙等を通じて随時行っていく。 ・関係各課及び関係機関と連携し女性に対する暴力防止を推進する。		
					人権・同和対策課	・関係課及び関係機関との連携を図りHPなどを活用した啓発を推進する。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
	④ 相談窓口・相談体制の充実	02-4-1	相談窓口の設置	配偶者等からの暴力被害を未然に防止し、その拡大を最小限に抑えるために、女性に関わる様々な相談に応じることができる相談窓口を設置する。	男女共同参画推進課	・女性相談窓口を設置し、婦人相談員がDV問題に関する相談のほか、女性に関わる様々な相談に応じる。		
					人権・同和对策課	・人権相談に来たDV被害者に対応できるよう備えるとともに、人権相談窓口の周知と充実を図る。		
		02-4-2	保護体制の確立及び被害者自立のための支援	配偶者等からの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者等からの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻警察署や田川児童相談所等の関係機関を構成メンバーとする嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会のほかDV被害者支援庁内連絡会議を設置しDV問題に対する情報共有及び総合的な対策支援を行う。		
					人権・同和对策課	・常に関係課との連携を保ち、DV被害者からの相談の折は、マニュアル等を活用し問題解決に取り組む。		
	⑤ 推進体制の充実	02-5-1	教職員等への男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法や研修を推進する。	学校教育課	・校内研修（講師研）を実施する。		
					人事秘書課	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう人権・部落問題研修会を実施する。併せて、福岡県男女共同参画センター主催のDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）や人権学習を行っている福岡県市町村職員研修所の階層別研修に職員を派遣する。		
02-5-2		市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	男女共同参画に関する研修を実施し、市職員、市内全ての幼稚園・保育所等の幼児教育に係わる職員への推進体制の充実を図る。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき市職員に対して男女共同参画に関する研修及びDV防止に関する研修を実施する。			
				こども育成課	・保育所職員に対し男女共同参画推進研修を実施する。			
02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人事秘書課	・令和8年3月までに女性職員の割合を係長40%以上、管理職（課長補佐以上）25%以上にする計画に基づき推進する。また、研修については、嘉飯圏域定住自立圏形成推進会人材育成部会で「女性キャリアアップ研修」を実施する。				
			男女共同参画推進課	・女性活躍推進のため男女共同参画社会基本計画に基づき市女性職員の活躍推進を図っていく。				

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-1	学校評議員制度の活用	学校評議員制度を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、子どもの健全育成に努める。	学校教育課	・学校への情報、意見、評価等を保護者や地域住民等との連携強化のためにホームページで公開		
		03-1-2	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携・協力の強化を図り、青少年の健全育成に努める。また、犯罪等から未然に防ぐ防犯活動や通報制度の確立、不審者情報の共有など地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課	ホームページ等で防犯に関する情報及び不審者情報の提供等の広報活動による啓発を行う。		
					学校教育課	・学校防犯体制整備事業として学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを配置し、防犯メール等に配信、青パト巡回により防犯に努める。		
					生涯学習課	・少年補導委員を委嘱し、年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行う。（年間24回）		
		03-1-3	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。また、青少年団体の活動を推進するとともに、人権確立の担い手の育成を図る。	生涯学習課	・各団体の活動継続のため指導・助言を行うとともに、団体の実情に応じた支援を行う。		
		03-1-4	青少年体験活動推進	生きる力を育むための子ども会活動や自然体験活動、基本的な生活習慣確立のための通学合宿を通して、仲間づくりや一人ひとりを大切にすることを育む。	生涯学習課	・小学生を対象とした「通学合宿を」を地域と協働して実施する。		
		03-1-5	地区公民館青少年育成	地区公民館を核にして、学校、家庭、地域の三者の連携により地域コミュニティと青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	・小学生を対象とした「ときめき学習やひろば事業」を地域と協働して実施する。		
		03-1-6	プロジェクトK事業	コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育ていく。	スポーツ推進課	・市内保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校、義務教育学校においてコーディネーショントレーニングを実施する。		
03-1-7	学童保育	保護者の就労等による留守家庭児童の健全育成のため放課後市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	・学童保育所事業の実施（市内7カ所）				

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要			
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題	
		03-1-8	教育相談・就学相談	児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために家庭、学校、地域関係機関等と連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課	・教育相談、就学相談事業のチラシを配布し、周知を行う。 ・学習等支援室にて、学習支援、生活支援を行い、社会的自立のための支援を行う。			
					学校教育課	・毎月、学校生活アンケートを実施し、結果をもとに児童生徒の教育相談を実施 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実を図る。			
		03-1-9	不登校対策支援	不登校傾向、不登校児童生徒の不登校解消のために、当該世帯が抱える課題解決に向けた支援を行う。	子育て支援課	・家庭環境を含めた総合的な福祉支援を行うため、教育相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、世帯が抱える課題の解決に努める。			
					学校教育課	・保護者、児童生徒が抱える悩みや課題の解決のために関係機関と情報共有・連携し、対応する。			
		②児童虐待等について	03-2-1	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる世帯を家庭訪問し、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握等を行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	・乳児家庭全戸訪問の際に、リスクの有無を把握し、支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業による支援へ適切に結び付ける。また、特に支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会の調整機関である家庭教育相談支援係と連携を行い、児童虐待の未然防止を図る。		
			03-2-2	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課	・中学生による職場体験、保育体験の実施		
	学校教育課					・職場体験学習や保育体験を実施する。			
	03-2-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	子育て支援課	・関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見に努める。 ・要保護児童対策地域協議会の開催（代表者会議年間1回、実務者会議年間3回、個別ケース会議随時） ・児童虐待の未然防止、早期発見のため、市民に対し啓発活動を行う。				

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
③ 子育てについて		03-3-1	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するための拠点において、関係機関と連携のもと妊産婦等への支援の充実を図る。	子育て支援課	・母子手帳交付から訪問事業や乳幼児健診等により、機会を捉え実情を把握し、情報提供、相談、助言、指導を行い、子育て支援の拠点として相談や支援体制の充実を図る。		
		03-3-2	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	・地域ボランティアに事業参加を呼びかけ、家庭と地域の交流を図ることで子育て家庭を支援する。		
		03-3-3	良好な生活環境の整備	公共の施設や交通機関などのバリアフリー化を推進する。	土木課	・市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。		
		03-3-4	乳児家庭全戸訪問・児童等相談	助産師等による乳児のいる全家庭への訪問支援により、適切なサービス提供に結びつける等、環境整備を図る。また、家庭児童相談員を配置し、家庭等における児童に関する相談に応じ、適切な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図る。	子育て支援課	・対象世帯全戸を目標に、専門職による家庭訪問により、情報提供、助言、指導等を適切に行う。 ・医療機関等の関係機関と連携した支援を行う。 ・家庭児童相談員が児童に関する相談に応じ、児童虐待のリスクがある世帯を把握した場合、要保護児童対策地域協議会と連携し対応する。		
		03-3-5	養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、保護者への養育支援が特に必要と認められた世帯へ訪問し、養育に関する相談・指導・助言等の支援を行う。	子育て支援課	・定期的に家庭訪問を実施し、保護者との信頼関係を築きながら養育に関する助言を行う。母子保健係と連携し、養育に関して特に支援が必要な家庭を把握し、対応する。		
		03-3-6	子育て支援事業	育児不安等への相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事等の理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	・病児保育事業の推進（広域連携事業 2カ所） ・病後児保育事業の実施（市内 1カ所）		
		03-3-7	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	交通政策課	・嘉麻市在住の学生・保護者等に対し、広報・ホームページ等の媒体を活用して、更なる制度の周知を図る。		
質④ 向上育をめぐり る修職の員強 の化資		03-4-1	教職員研修の推進及び体制の強化	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	・学校生活アンケートの実施と教育相談 ・児童生徒指導委員会の開催 ・校内研修の実施		
		03-4-2	職員研修事業	人権・部落問題の本質を理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	・保育所職員への研修会開催（年1回）		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	04-1-1	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	・老人クラブが行う健康増進活動や地域福祉事業、高齢者相互支援事業等に対し、補助金を交付するほか、その活動や組織の活性化を図るための支援を行う。		
		04-1-2	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしやクラブや出前講座等を通じて、生きがいづくりや介護予防につなぐ高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	・おたっしやクラブ、出前講座やフレイルサポーター養成講座及びフレイルチェックを実施する。		
		04-1-3	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課	・学校を中心に人材バンクの活用を促進する。 人材バンク派遣回数（年間80回）		
		04-1-4	公民館活動活性化推進	講座を通して生涯学習を推進し、あわせて積極的な社会参加を図る。	生涯学習課	・地区公民館において講座や教室を開催する。		
	② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの推進	04-2-1	相談事業の充実	在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター等を含め他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築に努める。	健康課	・出前講座や各種健康教室の開催 ・関係機関と連携し、必要に応じ訪問支援を実施		
					高齢者介護課	・相談対応する課を含め、他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築を図る。		
		04-2-2	職員の資質の向上	高齢者に対する保健・医療・福祉に関する担当職員として高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう努める。	健康課	・関連する研修会等に積極的に参加するとともに、関係各課と連携し適切な支援に努める。		
					高齢者介護課	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、適切な支援を実施する。		
		04-2-3	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業等で関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	・在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会等に参加し、サービス提供体制の連携強化を図る。		
		04-2-4	在宅高齢者福祉サービスの充実	生活管理指導員派遣事業や生きがい対応デイサービス事業など、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	・高齢者が介護の必要な状態にならないように予防し、また自立した生活を送ることができるよう各種事業を実施し、高齢者福祉の増進を図る。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
	③ 高齢者の地域生活の支援体制	04-3-1	ひとり暮らし高齢者等の安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱等により食事の確保が困難な高齢者や心疾患等を有するひとり暮らし高齢者等の安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・配食サービス事業における配達時の安否確認や緊急通報システム事業における緊急時の対応等により見守り体制の構築を図る。		
		04-3-2	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・民生委員とひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うほか、随時、民間事業者との協力体制の構築を図る。		
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-1	周知・普及啓発活動	出前講座等で認知症についての理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深め、随時相談、訪問指導を行う。		
		04-4-2	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	・広報掲載（年1回）や周知のため、リーフレットの配布や成年後見制度の報酬助成等を行う。		
		04-4-3	認知症高齢者等の見守り体制の構築	認知症地域支援推進員等を設置し、地域に集える場のオレンジサロン、チームオレンジの立ち上げや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、地域の見守り体制を構築に努める。	高齢者介護課	・認知症地域支援推進員を中心に、オレンジサロンやチームオレンジ活動及び認知症サポーター養成講座を実施し、地域の見守り体制づくりを行う。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
障がいのある人の人権啓発	① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現	05-1-1	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報や情報媒体を積極的に活用し周知を図る。	社会福祉課	・ 広報や市のホームページを活用し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、周知していく。		
		05-1-2		市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	・ 障害者差別解消法を含めた内容の人権研修を実施し、状況に応じた対応が出来る職員を育成する。		
		05-1-3	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。 また、学校教育現場において、障がいのある児童とない児童の交流の機会の充実を図り、福祉教育を積極的に拡大する。	学校教育課	・ 計画的、日常的な交流授業の推進		
	② 障がいのある人への権利擁護	05-2-1	権利擁護の推進	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図るとともに、消費者被害防止に向けた情報提供やニセ電話詐欺などの犯罪被害にあわないように啓発に努める。 また、関係機関等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課	・ 福岡県弁護士会に一人30分の無料法律相談事業等相談事業の実施を市民に広く周知し、市民が相談を受けられる環境の整備を図る。		
					防災対策課	・ 嘉麻警察署と連携し、ニセ電話詐欺などの犯罪被害防止に取り組むとともに、ホームページ等での情報提供などの啓発を行う。		
					社会福祉課	・ 関係機関と連携しながら、相談体制を整え、成年後見制度を周知していく。		
	05-2-2	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などに努める。	社会福祉課	・ 虐待の対応についての研修を受講し、相談体制を充実させ、障がいのある人の虐待の防止や早期発見に努めていく。			
				産業振興課	・ 消費者被害を防ぐため、飯塚市消費生活センターや関係機関と連携を図り、情報提供や啓発に努めるとともに相談体制の充実を図る。			

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
	③自分らしい自立した生活の支援	05-3-1	情報提供の充実	<p>広報紙や市のホームページ、「福祉のしおり」やパンフレット等の配布など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図る。</p>	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報への掲載や市のホームページ、「障がい福祉のしおり」を活用し、情報提供の充実を図っていく。 		
		05-3-2	相談支援体制の充実	<p>障がいのある人やその家族等からの福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を近隣自治体と共同で推進する。 また、身体・知的・精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努め、障がいのある人の身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。</p>	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを地域の相談の拠点とし、支援を行っていく。 ・身体、知的、精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努めていく。 		
		05-3-3	障がい者福祉サービスの充実	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティア団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図る。</p>	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの機能を強化し、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図っていく。 		
		05-3-4	障がい者地域自立支援ネットワークの運営	<p>関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。</p>	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者地域自立支援ネットワークを開催し、協議を行っていく。 		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努める。	土木課	・市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。		
					環境課	・高齢者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設環境の整備に努める。		
					スポーツ推進課	・体育施設においては、概ねバリアフリー化されているが、どなたでも安全に利用できるよう配慮に努める。また、利用者等の意見・要望に対しては、積極的に行動し、適切な対応を心がけるよう努める。		
					総務課	・本庁舎の駐車場については、障がい者及びふくおかまごころ駐車場を設置。今後も市民の要望を含め、本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努める。		
					防災対策課	・避難所においては、避難生活の負担を軽減できるよう施設所管課等と連携を行い対策に努める。		
					教育総務課	・学校の校舎や体育館は児童生徒のみならず、保護者や地域住民等、様々な方が利用する施設であり、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが利用しやすい施設として、順次改善を図っていく。		
					住宅課	・市営住宅において、障がいのある方が椅子やベットでの生活が快適に送れるよう、一部畳の部屋をフローリングへ順次改修を行う。		
					高齢者介護課	・施設によりハード面でのバリアフリー化整備には違いがあるが、障がいの有無や年齢、性別、国籍などによってサービスが制限されることがないよう環境づくりに取り組む。		
					こども育成課	・保護者、学校等と連携しながら、安心して利用できる施設整備に努める。		
					産業振興課	・所管する施設において、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮する。施設の整備・運営においては、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく整備、運営を図っていく。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
					生涯学習課	・公民館施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するため、施設の点検を行い改善に努める。		
					碓井総合支所	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、障がいのある人や高齢者が、安心・安全に利用できる環境を提供する。		
					山田総合支所	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、障がいのある人や高齢者が、安心・安全に利用できる環境を提供する。		
					嘉穂総合支所	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、障がいのある人や高齢者が、安心・安全に利用できる環境を提供する。		
					社会福祉課	・障がいのある人が安心して利用できるよう、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行っていく。		
					人権・同和対策課	・利用者が安全に施設を利用できるよう施設の維持管理を行うとともに、改善に努める。		
	05-4-2	教職員の障がい者支援等の研修会への参加の推進	障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。	学校教育課	・各種研修会への参加と校内研修会での他の職員への還元			
05-4-3	コミュニケーション支援の充実	手話奉仕員などの養成・派遣事業の充実を図るとともに、市が実施する講演会において、ボランティア団体と連携し、手話同時通訳等を配置するなど、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	・手話通訳等を行える体制を構築し、コミュニケーションの充実を図っていく。				
⑤障がいのある人への就労支援	05-5-1	就労支援の推進	飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がいのある人の就労等に関する情報提供や相談に応じ、支援に努めるとともに、事業主に対し、障がいのある人が働きやすい施設・設備の整備や助成制度についての啓発を行い、適切な情報提供の促進を図る。	社会福祉課	・飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、就労支援を行っていく。			
	05-5-2	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	・新規職員等の採用に当たっては、障がいのあるなしにかかわらず広く募集するとともに法定雇用率の遵守も視野に入れ障がいのある人の雇用の促進を図る。			

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要			
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題	
6. アイヌの人々の人権問題	①	06-1-1	人権問題研修	アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解できるよう、人権週間・地域人権研修会等での啓発活動の充実を図る。	人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動を推進する。			
		7. 外国人の人権問題	施①	講演会や交流活動の実	07-1-1	交流活動の推進	研修会・フェスティバル等を開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和対策課	・多文化交流を目的に研修会等を企画する。（年1回）
提②	環境づくりや相談支援体制・情報等の	07-2-1	情報提供の推進	在住外国人が求めている情報を提供できるよう、情報の収集に努める。 また、相談窓口の紹介や国際交流イベント等の情報を多言語で提供できるよう努める。	総合政策課	・県国際交流センターと連携し、在住外国人の様々な相談等に対応するため、多言語出張相談会を開催する。（3回）			
		07-2-2	庁舎内における窓口案内の整備	窓口標記や案内標記を多言語化するなど、在住外国人をスムーズに担当部署に案内できるよう環境を整備する。	総務課	・窓口案内表示は英語表記をしているが、今後も改善に努める。			
		07-2-3	多文化共生事業の推進	在住外国人向けの日本語教室を開催し、適応指導、教育相談などの充実や学習活動の推進を図る。	生涯学習課	・市内在住在勤の外国人を対象として日本語教室を開催する。			
		07-2-2	市民課	・今年度も継続して、在住外国人の窓口対応をスムーズにできるよう取り組んでいく。					
推③	差人別権意教育・解消啓発の向	07-3-1	人権問題研修	住民の国際理解を深めるための研修会を開催し、在住外国人への相互理解の促進に努める。	人権・同和対策課	・外国人への差別意識を解消するため、市報・ホームページなどを活用した啓発を行う。			
		07-3-1	生涯学習課	・国際理解が深まるよう様々な場で啓発し、相互理解の促進する。					
		07-3-2	人権教育・啓発の推進	児童・生徒に対して、国際理解教育（総合学習）の実施等学習プランの推進に努める。	学校教育課	・計画的な国際理解教育の推進			

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
ス8. HIV等感染者・問題 感染者・新型コロナウイルス	①	08-1-1	相談・支援体制の整備	感染症に対する相談業務の充実を図り、支援体制の強化に努める。	健康課	・相談者のニーズに応じた速やかな対応ができるよう、感染動向及び各種支援策を適切に把握したうえで、寄り添った支援を行う。		
					人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。		
		08-1-2	啓発活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	健康課	・広報紙、市ホームページ及び防災無線等を活用し、正しい理解のための周知啓発を行う。		
					人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動に取り組む。		
		08-1-3	児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	エイズ、性感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者等に対して理解を深め、人権意識の育成を図る。	学校教育課	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。		
9. びハンのセン家族病患者・回復者及	①	09-1-1	啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・市報などを活用し、市民の方が正しく理解して頂けるよう啓発活動に取り組む。		
10. 家犯罪の被害者 とそれ	①	10-1-1	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	各種情報などを提供するとともに人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	防災対策課	・ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金・奨学金等制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。		
	人権・同和対策課				・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。			
11. た刑期を終え て出所	①	11-1-1	相談・支援体制の整備	人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。		
		11-1-2	啓発活動	保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」強調月間、「再犯防止啓発月間」において、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯の防止を啓発する。	社会福祉課	・補助金交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
12. インターネット上の人権問題	⑫	12-1-1	インターネット等を利用した差別行為の防止	国に対し、インターネット等を利用した差別行為の防止対策について要望していく。また、モニタリングを実施する。	人権・同和対策課	・引き続き福岡県市長会などを通じ要望するとともに、モニタリングの充実を図っていく。		
		12-1-2		情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルに関する理解を深められるよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動を推進する。		
		12-1-3		学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	生涯学習課	・市民が容易に情報に接する機会に対し、情報端末の効果的な活用を推進する。		
13. 性的少数者の人権問題	①	13-1-1	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、相談体制の充実を図る。	市民課	・今年度は積極的に研修会に参加し、職員自身が正しい知識を持って対応できるよう取り組み、また相談体制の充実を図る。		
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づきLGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発を行うとともに関係各課と連携し相談体制の充実を図る。		
					人権・同和対策課	・相談に関する周知と、福岡県の取組について協力体制を整える。		
14. ホームレスの人権問題	①	14-1-1	ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、相談体制の充実を図り、個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。		
					社会福祉課	・嘉麻市社会福祉協議会等の相談対応の支援に努める。		
15. 北朝鮮による拉致被害者等の人権問題	①	15-1-1	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、拉致問題の関心と認識を深めていくための周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、市民の方への啓発活動に取り組む。		
		15-1-2		国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	・社会科、総合的な学習の時間等を活用し、啓発を行う。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
16. 災害発生時の人権問題	①	16-1-1	災害時に備えた支援と啓発	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮して避難所運営を行う。	防災対策課	・避難行動要支援者名簿を更新し関係者に配布する。 ・避難所運営訓練を実施し、避難所運営の際の留意事項や備品の使用方法について確認する。		
					男女共同参画推進課	・避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮するとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営を関係課と連携して行っていく。		
					人権・同和対策課	・国や県の関係機関、関係各課との協力の下、避難所における人権侵害や風評被害の予防に関する取り組みに努める。		
					高齢者介護課	・避難行動要支援者名簿を関係機関や地域の支援者に配布し、情報共有することで、地域全体で要支援者を見守る体制の構築を図る。避難所については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するほか、避難者のプライバシーが確保できるよう取り組む。避難所の運営については、職員と住民が一丸となり人権侵害防止に配慮した避難所運営に取り組む。		
					社会福祉課	・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ配付し、災害等の非常時に迅速に対応できる体制整備を行う。また、プライバシー確保、人権侵害防止に留意し、避難所運営にあたる。		